介護施設等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

布マスクの配布を希望される場合、 申出をお願いします。

1 布マスクの配布について

3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。

今後は、布マスクの配布を希望する介護施設等に配布することとしますので、希望する場合はこのリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。

2 配布対象

介護施設、障害者施設、児童福祉施設等の利用者・職員に限ります。詳細はこちらのP4をご確認ください。

介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業に限る。)の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細はこちらをご確認ください。

3 配布枚数・回数

利用者と職員の方、お1人4枚程度を目安として必要な枚数を配布します。

※ 1人当たり5枚以上必要な場合には、必要枚数を記入様式にご記入ください。この場合には申出状況により配布枚数を調整させていただくことがあります。

また、配布希望の申出は1施設等につき1回限りとします。

児童福祉施設は職員数分の配布となります。詳細は<u>こちら</u>のP3をご確認ください。

4)申請先メールアドレス

HPに掲載している様式に必要事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。

メールアドレス: maskhaifukibou@mhlw.go.jp

(様式・詳細はこちら)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask haifukibou.html

(お問合せ先)

電話番号:0120-829-178(9時~18時、土日祝日も実施)

A

送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して 費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

布製マスクの配布希望の申出方法

メールによる申請

1

ホームページヘアクセス

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

2

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、③電話番号、④人数、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

3

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス: maskhaifukibou@mhlw.go.jp

申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

申出から3週間程度で配布予定

(お問合せ先)

電話番号:0120-829-178 (9時~18時、土日祝日も実施)

Q & A

- Q.いつまで受け付けていますか?
- A.当面の間受け付ける予定です。いつまでという期限はありませんが、申出の状況 により終了する可能性もありますので、ご希望の場合はお早めに申し込みください。
- Q.一つの法人で複数の事業所を経営しています。複数の事業所分まとめて申請する ことは可能でしょうか。
- A.施設やサービスの類型に応じて住所を管理しているため、法人単位での申請はできません。施設・事業所毎に申請を行っていただきますようお願いします。
- (*) 厚生労働省 マスク等物資対策班(布マスク担当)

配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類

介護施設・事業所等(注1)、障害福祉サービス等施設・事業所(注2)、保育 所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等(注3)、幼稚園、認定こども園、認可 外保育施設、各種学校幼稚部(各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分)、 保護施設等(注4)

- (注1) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護(健康保険法指定事業所を含む。)、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護を機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護を人福祉施設、介護を人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)
 - (※) 在宅サービス利用者分の配布方法等については、別途お示しいたします。
- (注2) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所
- (注3) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所
- (注4) 救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設(社会事業授産施設を含む)、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者 一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所